

(P . T . A .)

規 約 & 細 則

練馬区立光和小学校保護者と教職員の会

令和7年4月1日

P. T. A. 規 約

練馬区立光和小学校保護者と教職員の会（P.T.A.）

第1章 名称および事務所

第1条（名称）

第2条（事務所）

第2章 目的

第3条（目的）

第3章 方針

第4条（方針）

第4章 会員

第5条（会員）

第6条（会員の権利と義務）

第5章 財務および会計

第7条（財務および会計）

第6章 役員および役員会

第8条（役員および役員会）

第9条（会長）

第10条（副会長）

第11条（書記）

第12条（会計）

第13条（役員会）

第14条（役員会の職務）

第7章 会計監査委員会

第15条（会計監査委員会）

第16条

（会計監査委員の職務）

第8章 推薦委員会

第17条（推薦委員会）

第18条（推薦委員会の職務）

第9章 総 会

第19条（総 会）

第20条（会 議）

第21条（書面議決）

第22条（議 事）

第23条（運営委員会）

第24条（運営委員会の職務）

第11章 委員会

第1節 委員会

第25条（委員会）

第2節 常置委員会

第26条（学年委員会）

第27条（教養委員会）

第28条（広報委員会）

第29条（行事委員会）

第30条（校外指導委員会）

第3節 非常置委員会

第31条

（臨時委員会および特別委員会）

第4節 その他の委員会等

第32条（学級委員長会）

第33条（学級委員会）

第12章 細 則

第34条（細則）

第13章改 正

第35条（改正）

第14章 その他

第36条（学校長・副校長）

第37条（顧問）

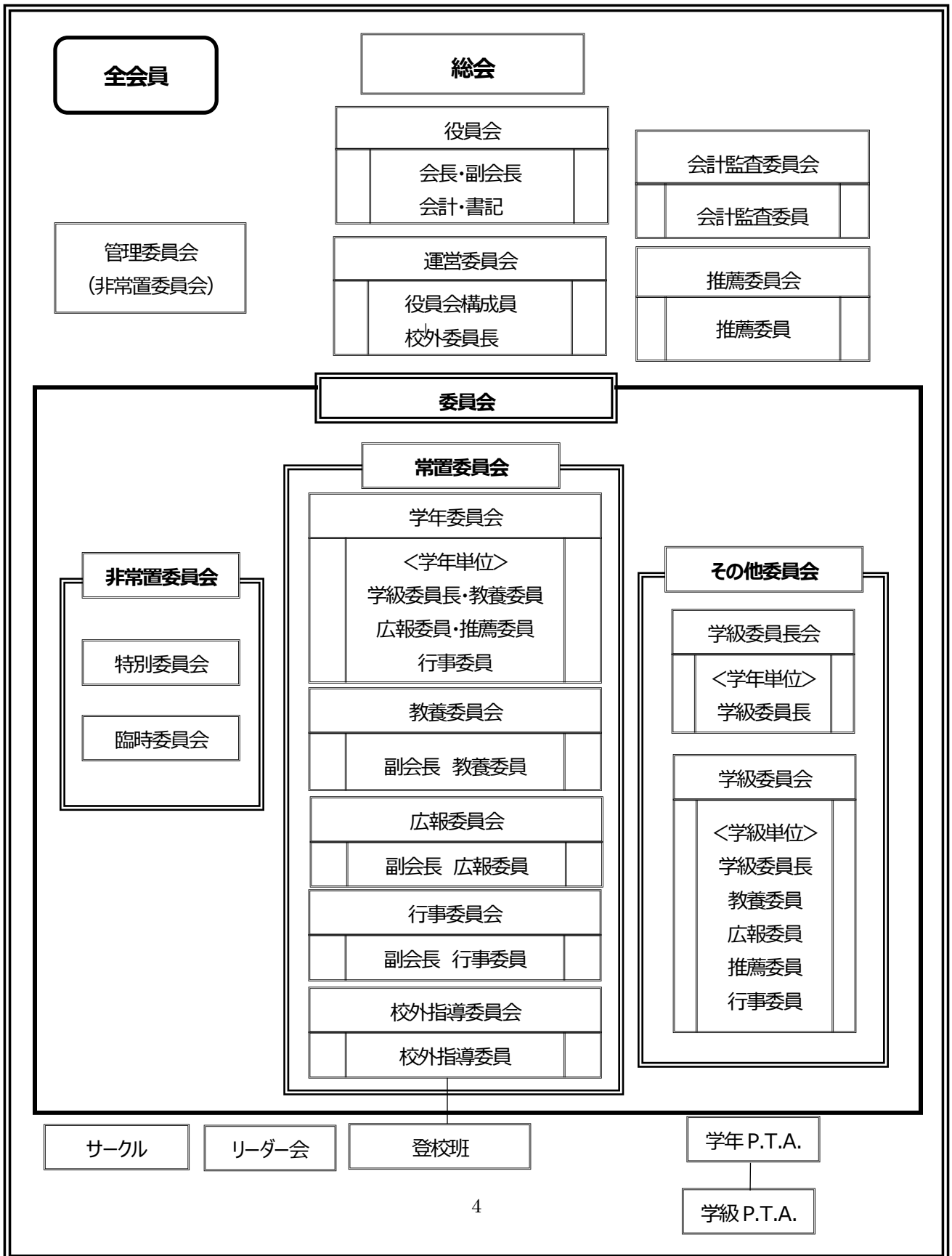
第38条（サークル）

補 則

第39条（補足）

付 則

P.T.A.組織図



第1章 名称および事務所

第1条（名称）

この会は、練馬区立光和小学校保護者と教職員の会（P.T.A.）と称し、この会の活動・運営はこの規約に従う。

第2条（事務所）

この会の事務所を練馬区立光和小学校（以下「光和小」という）に置く。

第2章 目的

第3条（目的）

この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の各号を目的として活動・運営する。

- ① 保護者、教職員および地域社会が力を合わせ、児童の成長について話し合い、学習して、教育の向上と、児童の健全な成長およびあらゆる場における幸福を実現すること。
- ② 会員相互の親睦を深め、教養を高めること

第3章 方針

第4条（方針）

この会は、次の各号の方針に従って活動・運営する。

- ① 児童の教育・福祉のために活動する他の団体・機関（以下「他団体」という）と協力する。
- ② 光和小の教育問題に意見を述べるが、教育行政に干渉しない。
- ③ この会・この会の役員の名で、公私の選挙に関与しない。
- ④ 特定の政党や宗教その他の団体に係わることなく、またもっぱら営利を目的とするような活動・運営を行わない。
- ⑤ 国際社会に努める活動・運営を行う。

第4章 会員

第5条（会員）

この会の会員となることができるものは、次の通りとする。

- ① 光和小に存籍するすべての児童の保護者

- ② 光和小に在籍するすべての教職員

第6条（会員の権利と義務）

1. 会員は、この会において次のほか平等な権利と義務を有する。
2. 会員は、総会で定められた会費を納める。
3. 会員は総会に出席して意見を述べ、もしくは会務・会計の監理を請求することができる。

第5章 財務および会計

第7条（財務および会計）

1. この会の歳入および歳出は、次の通りとする。
 - ① 会費・寄付金およびその他の収入を歳入とする。
 - ② 予算にもとづく支出を歳出とする。
2. この会の予算および決算は、次の通りとする。
 - ① 歳入および歳出の予算案は、運営委員会において編成し、総会に提出する。
 - ② 歳入および歳出の決算は、運営委員会において決算報告書を作成し、会計監査報告書とともに、総会に提出する。
 - ③ 予算および決算は、総会の承認を得なければならない。
3. この会の会計処理および経理事務に関する会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 役員および役員会

第8条（役員および役員会）

1. この会は、総会においてこの会の活動・運営にあたる次の役員を年ごとに会員の中から選出し、これを委任する。
 - ① 会 長 （保護者1名）
 - ② 副会長 （保護者3名以上）
 - ③ 書 記 （保護者2名以上、教職員2名）
 - ④ 会 計 （保護者2名以上）上限は年度によって定める。

2. 総会において選出された役員は、新年度4月1日に就任する。
3. 役員の任期は、1年とする。
4. 会長が欠けたときは副会長が、会長以外の役員が欠けたときは運営委員会において選出された会員が、各々の職に就任し、その任期は前任者の残任期間とする。
5. 選出に関する免除の資格と期間について以下のように定める。

役職 \ 任期	1年	2年
会長	永久免除	永久免除
副会長	3年免除	永久免除
書記・会計	3年免除	6年免除

ア 免除期間中は世帯免除(兄弟関係)とする。

イ 免除対象は役員・各委員および校外委員会ブロック長以上とする。

第9条 (会長)

会長の職務は次の通りとする。

- ① この会および総会・役員会・運営委員会を代表し会務を総括する。
- ② 総会・役員会・運営委員会を招集し、会議の議長となる。
- ③ 総会または運営委員会の承認を得て、非常置委員会の委員長および委員を委任する。
- ④ 会計監査委員会を除くすべての委員会および集会に出席し、意見を述べることができる。

第10条 (副会長)

副会長の職務は、次の通りとする。

- ① 会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- ② 会計監査委員会・推薦委員会・校外指導委員会を除くすべての委員会および集会の長となり、総括する。
- ③ 校外指導委員会・推薦委員会に出席し、意見を述べることができる。

第11条 (書記)

副会長の職務は、次の通りとする。

- ① 総会・役員会・運営委員会の招集通知を発しその議事を記録する。
- ② 総会出席の委任状を受理し、書面議決の通知を発し、その書面を回収する。

- ③ 記録・通信その他の書面・書類を保管する。
- ④ 運営委員会便り等を発行し、また会長の指示に従いこの会の庶務を行う。

第12条（会計）

会計の職務は、次の通りとする。

- ① 予算にもとづき、この会の会計処理および経理事務を行う。
- ② 決算書・決算報告書を作成し、次期総会において決算を説明する。
- ③ この会の財産を管理する。

第13条（役員会）

- 1. 役員会は、役員をもって組織・構成する。
- 2. 役員会は、会長が必要に応じて招集し、または全役員の三分の一以上の要求があったときに招集する。
- 3. 前項の要求は、全役員の三分の一以上の連署した書面と議案書を会長に提出してする。
- 4. 役員会は、役員および学校長・副校長に通知して招集し、開催する。
- 5. 役員会は、全役員の二分の一以上が出席しなければ成立しない。
- 6. 役員会は、出席者の過半数で決する。但し、可否同数の時は議長が決するところとする。

第14条（役員会の職務）

- 1. 役員会の職務は、次の通りとする。
 - ① 総会・運営委員会において審議する議案を調整する。
 - ② 活動・運営に関する緊急の事項・事案を処理する。
- 2. 緊急の事項・事案を処理したときは、次の運営委員会において承認を得なければならない。

第7章 会計監査委員会

第15条（会計監査委員会）

- 1. この会は、総会においてこの会の会計の監査にあたる会計監査委員2～3名を年ごとに会員の中から選出し、これを委任する。
- 2. 総会において選出された会計監査委員は、新年度当初総会の翌日に就任し、その

任期を、翌年度当初総会の日までとする。

3. 会計監査委員会は、適宜に招集し、また他の会計監査委員の要求があったとき招集する。

4. 会計監査委員会は、委員および学校長・副校長に通知して招集し、開催する。

第16条（会計監査委員の職務）

会計監査委員会の職務は、次の通りとする。

- ① 会計監査報告書を作成し、運営委員会に提出し、総会に報告する。
- ② 書類・帳簿・聞き取りなどの会計調査を定期または随時行い、その結果にもとづき会計監査報告書を作成する。

第8章 推薦委員会

第17条（推薦委員会）

1. 推薦委員会は、次の委員をもって組織・構成する。

- ① 学級単位のP.T.A.（以下「学級P.T.A.」という）の中から立候補した者
- ② 教職員の中から互選により選出された2名
- ③ 運営委員の中から互選により選出された2名

2. 推薦委員会は、推薦委員長1名、推薦副委員長1名を互選により選出し、委員の氏名と共に、期末総会の二ヶ月前までに全会員に通知する。

3. 推薦委員長は、推薦委員会を代表し、総括する。推薦副委員長は、推薦委員長を補佐する。

4. 推薦委員会は、推薦委員長が招集し会議の議長となる。

5. 推薦委員会は、適宜に招集し、また他の推薦委員の要求があったとき招集する。

6. 推薦委員会は、全委員および学校長・副校長に通知して招集し、開催する。

7. 推薦委員会は、その職務を終了したとき解散する。

第18条（推薦委員会の職務）

推薦委員会の職務は、次の通りとする。

- ① 推薦委員会は、本人の同意を得て、役員および会計監査委員の候補者を、総会に推薦する。但し、書記（教職員2名）は、教職員の中から選出された教職員（以下「指定教職員」という）を推薦する。

- ② 推薦委員会は、次の規定に反して候補者を推薦してはならない。
 - ア. 役員および会計監査委員は、兼職できない。
 - イ. 会計監査委員に就任した者は、1 回に限り再任できる。
 - ウ. 役員の職にあることが、連続して4 年を超えてはならない。
- ③ 推薦委員会は、次の者の中から候補者を選定する。
 - ア. 役員もしくは会計監査委員の立候補者
 - イ. 他の会員から役員もしくは会計監査委員に推薦された被推薦者
 - ウ. 推薦委員会の決議により推薦された被推薦者
- ④ 推薦委員会は前号のアの立候補の届出書またはイの推薦の届出書をもって、期末総会の一か月前までに、立候補者または推薦を推薦委員会に、届け出ることができることを全会員に通知する。
- ⑤ 推薦委員会は前号の届出書による会員および第③号ウの被推薦者に対し、同意を得るため交渉する。
- ⑥ 推薦委員会は、前号の交渉の順位・方法等につき協議し、協議に従って交渉する。
- ⑦ 推薦委員会は、期末総会の十日前までに、候補者の氏名・現児童の学年クラスを全会員に通知する。
- ⑧ 推薦委員および推薦委員であった者は、役員および会計監査の選考の過程で知り得た情報を他（役員を除く。）に漏らしてはならない。
- ⑨ 役員は、推薦委員会に対し、必要な支援を行う。

第9章 総 会

第19条（総 会）

- 1. 総会は、全会員をもって構成するこの会の最高機関である。
- 2. 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- 3. 定期総会は、年度の当初（4月または5月）および期末（2月または3月）に開催する。
- 4. 臨時総会は、運営委員会において開催の議決があったとき、または全会員の十分の一以上の要求があったとき開催する。

総会開催の要求は、全会員の十分の一以上の署名簿と議案書を会長に提出してする。

第20条（会 議）

1. 総会は、開催日の十日前までに全会員に書面をもって議事を通知して、招集する。
2. 総会は、全会員の十分の一以上が出席しなければ成立しない。但し、委任状又は表決書を提出した場合は、出席したものとみなす。
3. 総会は、出席者の過半数で議決する。但し、可否同数のときは、議長が決するところとする。

第21条（書面議決）

1. 運営委員会において書面議決がやむを得ないと議決した場合、総会に代えて全会員に書面をもって議事を通知し、書面をもって議決することができる。
2. 書面議決の結果は、なるべく速く全会員に通知するほか、次の総会にこれを報告する。

第22条（議 事）

総会は、次の事項・事案を審議し、また議決する。

① 期首総会

- ア. 前年度の決算報告書および会計監査報告書
- イ. 新年度の予算案および事業計画案
- ウ. その他の事項・事案

② 期末総会

- ア. 本年度の事業報告
- イ. 翌年度の役員および会計監査委員の選出
- ウ. その他の事項・事案

③ 臨時総会

提出された議案または議案書に記載された事項・事案

第23条（運営委員会）

1. 運営委員会は、役員および校外指導委員長をもって組織・構成する。
2. 運営委員会は、定期または臨時に招集し、また全委員の四分の一以上の要求があったとき招集する。前項の要求は、全委員の四分の一以上の連署した書面と議案書を会長に提出してする。
3. 運営委員会は、委員および学校長・副校長に通知して招集し、開催する。
4. 運営委員会は、全委員の三分の一以上が出席しなければ成立しない。

5. 運営委員会は、出席者の過半数で決する。但し、可否同数のときは、議長が決するところとする。

第 24 条（運営委員会の職務）

運営委員会の職務は、次の通りとする。

- ① 総会の決議にもとづく会務および事項・事案を処理する。
- ② 総会・役員会において審議する議案を調整する。
- ③ 第 11 章の委員会において審議する議案を調整し、またその活動・運営に関する連絡・調整を行う。
- ⑤ その他、この規約により、審議または承認・議決すべき事項・事案を処理する。

第 11 章 委員会

第 1 節 委員会

第 25 条（委員会）

1. 委員会は、常置委員会、非常置委員会、その他の委員会とする。
2. 常置委員会は次の通りとする。
 - ① 学年委員会
 - ② 教養委員会
 - ③ 広報委員会
 - ④ 行事委員会
 - ⑤ 校外指導委員会
3. 非常置委員会は次の通りとする。
 - ① 臨時委員会
 - ② 特別委員会
4. その他の委員会は次の通りとする。
 - ① 学級委員長会
 - ② 学級委員会
5. 本章の委員会は、次の通りとする。
 - ① 委員会は、定期または臨時に開催する。
 - ② 委員長は委員会を代表し、委員会を総括する。副委員長（保護者選出）がある

ときは、これは委員長を補佐する。

- ③ 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。
- ④ 委員会は、委員・指定教職員および正副会長・学校長・副校長に通知して招集し、開催する。
- ⑤ 委員長は、その任期は1年とし、再任は1回に限る。
- ⑥ 委員会は、出席者の過半数で決する。但し、可否同数のときは、議長が決するところとする。

第2節 常置委員会

第26条（学年委員会）

- 1. 学年委員会は、学級P.T.A.から選出された学級委員と指定教職員をもって、学年ごとにこれを組織・構成する。
- 2. 学年委員会は、次の事項を担当する。
 - ① 学年単位のP.T.A.（以下学年「P.T.A.」という）の活動・運営を企画し、これにかかる事項・事案を処理する。
 - ② 運営委員会・学級委員長会・学級委員会における議案を連絡・調整する。

第27条（教養委員会）

- 1. 教養委員会は、学級P.T.A.から選出された教養委員と指定職員をもって、これを組織・構成する。
- 2. 教養委員会は、次の事項を担当する。
 - ① 会員の教養を高めるための活動を企画・運営する。
 - ② 会員の親睦を深めるための活動を企画・運営する。

第28条（広報委員会）

- 1. 広報委員会は、学級P.T.A.から選出された広報委員と指定教職員をもって、これを組織・構成する。
- 2. 広報委員会は、次の事項を担当する。
 - ① P.T.A.広報誌等を編集・発行する。
 - ② この会の趣旨・活動・運営に関する情報伝達を企画する。

第29条（行事委員会）

1. 行事委員会は、学級 P.T.A. から選出された行事委員と指定教職員をもって、これを組織・構成する。
2. 行事委員会は、次の事項を担当する。
 - ① 児童に関する行事を企画・運営する。
 - ② 光和小学校および他団体が主催する行事を支援する。

第 30 条（校外指導委員会）

1. 校外指導委員会は、校外指導委員と、指定教職員をもって、これを組織・構成する。
2. 指導係は、会員の中から登校班ごとに出る。
3. 校外指導委員は、指導係の中から地区ごとに出る。
4. 校外指導委員会は、校外指導委員の中から校外指導委員長 1 名・校外指導副委員長 4 名（保護者 3 名、指定教職員 1 名）を認る。
5. 校外指導委員会は、次の事項を担当する。
 - ① 児童の校外生活ならびに児童相互の自主的集団生活を指導する。
 - ② 集団登校等を補助・指導し、これに関する事項を連絡・指示する。
6. 指導係は、集団登校の補助等を担当する。

第 3 節 非常置委員会

第 31 条（臨時委員会および特別委員会）

1. 臨時委員会および特別委員会は、臨時または特別の要務のために、総会または運営委員会の議決により設けることができる。
2. 臨時委員会および特別委員会を設けたとき、またはこれを解散したときは、なるべく速く文書を持って全会員に通知するか、次の総会に報告する。
3. 臨時委員会および特別委員会は、総会または運営委員会においてその解散の議決があったとき、または臨時または特別の要務が完了したとき、直ちに解散する。
4. 臨時委員会および特別委員会は、会員の中から総会または運営委員会の承認を得て会長が委任した、委員長 1 名および委員 2 名以上をもって、これを組織・構成する。
5. 臨時委員会および特別委員会は、総会または運営委員会の議決による事項・事案の処理のみを行うことができる。
6. 臨時委員会および特別委員会は、総会または運営委員会であらかじめ承認された

事項を除き、いかなる事項についても総会または運営委員会の承認を得なければ実行に移すことができない。

第4節 その他の委員会等

第32条（学級委員長会）

1. 学級委員長会は、学級委員長および指定教職員をもって学年ごとに組織・構成する。
2. 学級委員長会は、次の事項を担当する。
 - ① 学年P.T.A.の活動・運営を企画し、また学級P.T.A.の活動・運営を連絡・調整する。
 - ② 運営委員会・学年委員会・学級委員会における議案を連絡・調整する。

第33条（学級委員会）

1. 学級委員会は、学級P.T.A.から選出する次の学級委員および指定教職員をもって組織・構成する。
 - ① 学級委員長
 - ② 教養委員
 - ③ 広報委員
 - ④ 行事委員
2. 学級委員会は、次の事項を担当する。
 - ① 学級P.T.A.の意見を集約し、またその活動を、企画・運営する。
 - ② 運営委員会・学年委員会・教養委員会・広報委員会・行事委員会・学級委員長会における議案・事項を連絡・調整する。
3. 学級P.T.A.の会員の相互理解を深めるため親睦をはかる。

第12章 細 則

第34条（細則）

1. この会の活動・運営に関する細目は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決により、細則をもって定める。
2. 細則は、運営委員会の全委員の三分の二以上の議決により、その一部または全部を、改正または廃止することができる。

3. 細則の制定・改正・廃止の議決があったときは、なるべく速く文章をもって全会員に通知し、次の総会に通知する。

第13章 改正

第35条（改正）

1. この規約は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。
2. この規約を改正しようとするときは、その改正案を、総会の開催日の十日前までに、全会員に通知しなければならない。

第14章 その他

第36条（学校長・副校長）

学校長・副校長は、総会・役員会・運営委員会のほかすべての委員会に出席して、意見を述べることができる。

第37条（顧問）

- ① 会長は、総会の承認を経てこの会に若干名の顧問を置くことができる。
- ② 顧問は、会長の要請に応じて役員会・運営委員会に出席し、この会の運営に関する助言をする。
- ③ 顧問は、歴代の会長、副会長等から指名される。

第38条（サークル）

会員は、細則の規定により、運営委員会の承認を得て、サークルを結成し、サークル活動を行うことができる。

補 則

第39条（補則）

1. この会の活動・運営に関し、この規約に定めのない事項・事案があったときは、この規約に反しない限りにおいて、適宜処理するものとする。
2. 緊急やむを得ない事項・事案については、正副会長の協議をもって役員会の議決に代えることができる。
3. 前項の場合には、すみやかに次の役員会の承認を得なければならない。

4. 本規約における各種書面・書類については、すべて電磁的記録を含むものとする。

付 則

この規約は昭和三十年五月二十日より実施する。

平成三年十二月二十四日一部改正し、同日より実施する。

平成六年三月四日改正し、平成六年四月一日より実施する。

平成十二年二月二十四日一部改正し、平成十二年四月一日より実施する。

平成十八年三月六日一部改称。

平成二十一年二月二十六日一部を改正し、平成二十一年四月一日より実施する。

平成二十四年二月二十三日一部を改正し、平成二十四年四月一日より実施する。

平成二十四年十一月九日一部を改正し、平成二十五年四月一日より実施する。

平成三十年二月二十三日一部を改正し、平成三十年四月一日より実施する。

平成三十一年二月二十二日一部を改正し、平成三十一年四月一日より実施する。

平成三十一年(令和元年)二月二十二日一部を改正し、令和二年四月一日より実施する。

令和四年二月十八日一部を改正し、令和四年四月一日より実施する。

令和六年二月十五日一部を改定し、令和六年二月十五日より実施する。

令和七年二月十四日一部を改定し、令和七年四月一日より実施する。

第1章 方針

第1条（協力団体・機関）

この会は、次の団体・機関と協力する。

- ① 練馬区小学校P.T.A.連合協議会
- ② 光和小施設開放運営委員会
- ③ 青少年育成石神井地区委員会
- ④ 石神井児童館

第2章 会 員

第2条（会費）

この会は、会費の額を当初総会において決定する。

第3条（監理請求）

この会は、総会または運営委員会において、監理の請求が理由あるとの議決をした場合は、直ちに監理のための非常置委員会を設けなければならない

第3章 役員および役員会

第4条（役員の補充）

役員の欠員補充があったときは、すみやかに全会員に通知しなければならない。

第4章 会計監査委員会

第5条（欠員の補充）

会計監査委員の欠員補充があったときは、すみやかに全会員に通知しなければならない。

第5章 推薦委員会

第6条（立候補・推薦）

この会の役員および会計監査委員になろうとする者、または他の会員をそれらの職に推薦したい者は、期末総会の一か月前までに、推薦委員会にその旨の届出書を提出しなければならない。

第6章 運営委員会

第7条（会計監査委員）

会計監査委員は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

第7章 委員会

第8条（委員の補充）

委員の欠員があったときは、その委員会においてすみやかに欠員を補充し、全会員に通知しなければならない。

第8章 改正

第9条

この細則は、運営委員会において全委員の三分の二以上の賛成がなければ、改正することができない。

第10条

この細則を改正したときは、時期総会に報告するほか、文書をもって全会員に通知しなければならない。

第9章 その他

第1節 学校長・副校長

第11条（通知）

役員会・運営委員会のほかすべての委員会等の開催は、副校長に通知する。

第2節 サークル

第12条（サークル）

1. 会員相互の親睦を深めるために活動する有志の集まりをサークルという。
2. サークル活動は、運営委員会で承認するP.T.A.活動であり、所定の助成を受けることができる。
3. サークルの構成は、次の通りとする。
 - ① 構成メンバーは、会員8名以上とする。
 - ② サークル・リーダーは、現会員でなければならない。

- ③ 旧会員があるときは、現会員数未満でなければならない。
- 4. 結成・継続・解散のときは、承認申請書を提出しなければならない。
- 5. リーダーは、次の事項を担う。
 - ① 継続の時は四月十日までに承認申請書を提出する。
 - ② 申請書に前年度の全活動日誌を添える。
 - ③ 継続・存続に関する協議を行うため、秋（11 月）・春（2 月）の 2 回、会長が招集するリーダー会に出席する。
 - ④ 活動ごとに所定の活動日誌を作成し、保管しなければならない。
 - ⑤ 公式試合・対外試合・練習試合など、日程の明らかになったものは、すみやかに会長に報告しなければならない。
- 6. サークルは、次の助成を受けることができる。
 - ① 学校施設を利用することができる。但し、すべて学校所定の定めに従うこと。
 - ア. 体育館の利用できる日時
 - 月曜日 午後 4 時 0 0 分～午後 6 時 0 0 分
 - 水曜日 午後 4 時 0 0 分～午後 6 時 1 5 分
 - イ. 学校設備利用申請書を前月末までに提出する。
 - ② P.T.A.総合補償制度をうけることができる。
 - ③ P.T.A.所有の印刷機を使用することができる。但し、メンバー募集のための印刷に限る。
 - ア. 印刷物 1 枚につき、1 円の割合で経費を負担すること。経費は、その都度会計に支払うこと。
 - イ. 印刷用紙は、P.T.A. 所有のものを使用すること。
 - ④ P.T.A.会費から補助金をうけることができる。

付 則

本規定は昭和四十年四月一日より実施する

昭和四十七年五月一日、細則の一部を改正し、同日より実施する

平成三年七月十三日、細則の一部を改正し、同日より実施する

平成六年三月四日改正し、平成六年四月一日より実施する

平成十二年四月二十五日、細則の一部を改正し、同日より実施する

平成十四年四月二十三日、細則の一部を改正し、同日より実施する

平成十六年九月十三日、細則の一部を改正し、同日より実施する

平成十八年三月六日一部改称

令和七年一月八日、細則の一部を改正し、令和七年四月一日より実施する